

令和6年度第7回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年9月20日(金) 午前9時30分～午前10時43分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中18名)

荒瀬 澄枝、伊藤 良一、井上 浩一郎、上田 正士、小野 悟、
小野 基之、片山 潤之、賀屋 忠之、徳田 文雄、長尾 誠大、
中川 恵美子、中野 克俊、西村 健、藤原 敏郎、八木 学、
安田 敏男、安野 正純、吉武 和子

(2)欠席委員(1名)

恒富 竹司

(3)事務局

塚本局長・政田参事・岩瀬副主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和6年度第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席18名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

伊藤 良一(いとう りょういち) 委員 及び、

小野 基之(おの もとゆき) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

はじめに、議案4ページの議案第5号および議案6ページの議案第9号から議案第11号につきましては、申請人が現在所有している農地について適切な営農が行われておらず、農地法第3条第2項第1号の、耕作に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められない場合に該当するため、川東および川西地区協議会において不許可が相当との結論になった旨を申請者に伝えたところ、取り下げの申し出があったため審議しないこととなります。

それでは、議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、上小鯖、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

申請人は、農地所有適格法人株式会社 農園屋五葉の構成員です。

この事案の農地は、法人に収益権が設定されている農地ですが、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は1,378アールとなります。

議案第2号、朝田、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は57アールとなります。

議案第3号、秋穂二島、有償移転です。

申請人は、石川県河北郡内灘町（カホクグンウチナダマチ）に居住する者です。

取得後の経営規模は2アールとなります。

議案第4号、秋穂二島、有償移転です。

申請人は、市内に本店を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営面積は2,029アールとなります。

議案第5号については、取り下げとなっております。

議案第6号、秋穂東、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は6アールとなります。

議案第7号、江崎、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は5アールとなります。

議案第8号、江崎、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は4アールとなります。

議案第9号から議案第11号につきましては、取り下げとなっております。

議案第12号、徳地島地、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は577アールとなります。

議案第13号、徳地島地、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は606アールとなります。

議案第14号、徳地島地、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は640アールとなります。

議案第15号、阿東篠目、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営面積は172アールとなります。

議案第16号、阿東地福上、有償移転です。

申請人は、農地所有適格法人農事組合法人用路の構成員です。

この事案の農地は、法人に収益権が設定されている農地ですが、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

所得後の経営面積は65アールとなります。

以上、議案5号および議案第9号から第11号を除く、他の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員

農地法第3条申請の議案第12から14号の徳地島地地区において、ほ場整備原案に基づく法手続の上で、早急な取得が必要であることから、取得予定者が20年間耕作した農地について無償で買い取る案件となっています。

B委員

株式会社●●の議案について、取り下げとなっているが、地区協議の審議の状況について教えてほしいです。

事務局

株式会社●●の申請取り下げについて、川東地区1件、川西地区3件の申請がありました。

まず、川西地区協議会において不許可となっており、1点目の理由として、以前、取得した農地について営農の状況がよろしくなく、植えられた榊が枯れており、また、パネルの下だけしか榊を植えておらず、取得した農地の全面を使った耕作がされておらず、全部耕作要件を満たしていないこと。2点目として、2か月前に3条取得した農地が全く耕作されていない。

以上の2点により不許可という結論となっているところです。

また、川西地区協議会の結論を経て、川東地区においても同じ理由で不許可となっており、計4件の不許可ということで、総会に諮ることとなりましたが、申請者である行政書士より、地区協議会での審議結果について問い合わせがあり、不許可の結論なったことを伝えたところ、今後、対応を検討するというので、この4件については取り下げるとの申し出があったところです。

会長

以上で、農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。

議案第5号および議案第9号から第11号を除く、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました議案第5号および議案第9号から第11号を除く、農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案10ページをお開きください。合わせて、参考位置図16ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第17号、仁保下郷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第18号、吉敷赤田三丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地造成を行うものです。

議案第19号、嘉川、集団的に存在する第1種農地に、駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり許可の対象となるものです。

議案第20号、小郡上郷、用途地域内にある第3種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第21号、徳地小古祖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に里道を整備するものです。

議案第22号、阿東徳佐上、集団的に存在する第1種農地に、駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行

規則第33条第4号に規定する、申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり許可の対象となるものです。

また、平成29年11月頃、農地法の許可を得ることなく駐車場として整備されているものですが、阿東地区協議会で追認され、申請人からは今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくをお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案のうち議案第19号および議案第22号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案16ページをお開きください。合わせて、参考位置図22ページを御覧ください。
申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第23号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第24号、大内千坊五丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地造成を行うものです。

議案第25号、吉敷佐畑五丁目、用途地域内にある第3種農地で、宅地分譲地を整備するものです。

議案第26号、朝田、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第27号、朝田、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第28号、朝田、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第29号、朝田、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第30号、鑄銭司、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売倉庫兼事務所を建築するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第31号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第32号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第33号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第30号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については

「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案25ページをお開きください。

議案第34号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計24筆 40,209.58㎡です。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案26ページをお開きください。合わせて、参考位置図30ページ以降を御覧ください。

議案第35号から議案第38号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、中央地区1件、川西地区1件、徳地地区1件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第36号、議案第37号については、昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第35号及び議案第38号については、荒廃で面積が500㎡以上のため、本日の会議にお諮りするものです。

なお、議案第35号の仁保中郷の土地については、ほ場整備地内の農地であり、令和6年4月に農地法3条により農地として取得された土地であるため、北部地区協議会において現況証明は発行できないとの結論に至っております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

B委員

議案第35号の仁保の現況証明の北部地区協議会での審議について、4月に農地法第3条により農地を取得している土地で、今回、耕作できないということで現況証明の申請が出ています。

今回の現況証明については、4月に3条で取得したのに、耕作せずに現況証明の発行はおかしいと思います。

耕作する努力が必要であり、北部地区協議会では証明しないとの結論となっています。

C委員

4月に3条申請が出たときに、現地調査に行ったときは、とても耕作できる土地ではないと感じられたが、取得者が耕作する意欲があって耕作しようと努めていたが、やはり耕作は困難で断念されました。

道路の反対側の土地も取得しているがそこはきちんと耕作されています。

B委員

事務局の考えはどうでしょうか。

事務局

今回、農地として取得し3か月で現況証明が出てきているので、3条申請の時に耕作可能かよく確認すべきだった考えます。

●●さんに、耕作に努めていただくようにしていただくことについて問題ないと考えます。

B委員

現況証明は、発行しないということですか。

事務局

耕作の努力をしていただいて営農が困難であれば、また、現況証明について審議するということでしょうかと思います。

また、今後の教訓として、3条の申請については耕作可能な土地なのかよく確認して審議する必要があると感じました。

C委員

4月の3条許可の申請の際、地区協議会では、農地が荒れていて本当に耕作できるか議論になりましたが、申請者は耕作する意向があるとのことだったので、3条を許可するとの結論となっています。

事務局

3条で農地を取得し3か月では現況証明は出せないとの判断はあるのではないかと思います。

会長

他に意見がないようですので、採決を行います。

議案第35号については現況証明を発行しないこととし、その他の議案については、現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、議案第35号については現況証明を発行しないこととし、その他の議案につきましては現況証明を発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。9月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【発言なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【発言なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和6年度第7回山口市農業委員会総会議事録である。

令和6年9月20日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 伊藤 良一

署名委員 小野 基之

記 録 者 岩瀬 彰英